

湖山西自治会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、湖山西自治会と称し、事務所を湖山西地区公民館に置く。

(目的)

第2条 この会は、湖山西まちづくり協議会との密接な連携のもとに、湖山西地区住民の生活・文化の向上、会員相互の親睦、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 この会は、湖山西小学校区内にある町内会(区)をもって組織する。

(事業)

第4条 この会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1)地区内住民の生活・文化の向上を図ること。
- (2)地区内住民の福祉の増進、環境の整備を図ること。
- (3)地区内住民の親睦を図ること。
- (4)地区内各種団体の育成・支援に関すること。
- (5)湖山自治会との連絡調整に関すること。
- (6)その他、目的達成に必要なこと。

(総会)

第5条 総会の構成は、会長、副会長及び町内会(区)長とする。

- 2 総会は定例総会及び臨時総会とし、定例総会は毎年4月、臨時総会は必要の都度開催し、会長が招集する。
- 3 会長は、構成員の半数以上から会議の目的及び招集の理由を記載した書面で、総会招集の請求があったときは、30日以内に総会を招集しなければならない。
- 4 総会は、構成員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。決議の行使を委任した者は、総会成立の構成員とみなす。
- 5 総会の議決は、出席した構成員の過半数で決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の決議事項)

第6条 総会の決議事項は、次のとおりとする。

- (1)会則の制定及び改廃に関する事項
- (2)予算及び決算に関する事項

- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) 事業計画及び各種報告に関する事項
- (5) 財産の取得及び処分に関する事項
- (6) その他必要と認めた事項

(総会の議長)

第7条 総会の議長は、総会で選任する。

(議事録)

第8条 議長は、総会の経過と結果を記載し、議長及び総会で選出された署名人2名が署名しなければならない。

(役員)

第9条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員選出)

第10条 役員は、定例総会において、町内会(区)長の中から選任する。

但し、会長・副会長及び監事は町内会(区)長以外の者から選出することができる。

- 2 会長に選出された町内会(区)長は、自町内会から代理者を指名して、総会及び協議会に出席させ意見を述べさせることができる。
- 3 なお役員選出については、役員選出規程による。

(役員の任務)

第11条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、自治会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、総会の決定に従い会の業務執行にあたる。
- (4) 監事は、会の資産、会計及び業務の執行状況を監査する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠及び増員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間及び他の役員の任期と同一とする。

但し、町内会長の中から選任された会長及び副会長は、任期の途中で町内会(区)長を交代しても、任期中はその役職にとどまるものとする。また、理事が任期の途中で町内会(区)長を交代した場合は、前任者の後任町内会(区)長を補欠として本条を適用する。

- 3 役員は、任期が終了しても、後任者が決定し、事務・業務の引継ぎが終了するまで、その職務を執行しなければならない。

(役員会)

第13条 役員会(監事を除く。以下同じ)は、構成員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 役員会に、必要に応じて各種団体長を出席させることができる。
- 4 役員会の議長は会長とする。会長に事故あるときは、副会長がこれを代行する。
- 5 役員会の議決は、出席した構成員の過半数で決する。
但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 議長は、役員会の経過及び結果を記録しておかなければならない。

(役員会の付議事項)

第14条 役員会の付議事項は、次のとおりとする

- (1)会則の制定及び改廃に関すること
- (2)事業計画に関すること
- (3)予算及び決算に関すること
- (4)総会に付議すべき事項
- (5)総会から付託された事項
- (6)その他必要と認めた事項

(事務局)

第15条 この会に、事務局を置き、職員を置くことができる。

- 2 職員は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 職員は、会長の命を受けて、庶務・会計の事務を行う。

(特別委員会)

第16条 この会に、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

(経費)

第17条 この会の経費は、会費、寄付金、交付金、助成金、その他の収入をもって充てる。

- 2 予算に計上されている事業の執行に当たっては、まちづくり協議会が実施したほうが適

当と認められる事業については、その事業費をまちづくり協議会へ交付することができ
る。

- 3 特別会計の運用は、役員会において決定し、結果を総会に報告するものとする。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(顕彰及び慶弔)

第19条 顕彰及び慶弔規程については、別に定める。

(顧問)

第20条 この会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、2年ごとに総会で決定し、会長が委嘱する。

付則

- 1 この会則は、平成3年7月24日から施行する。
- 2 この会則の一部を改正し、平成9年1月1日から施行する。
- 3 この会則の一部を改正し、平成11年1月24日から施行する。
- 4 この会則の一部を改正し、平成15年1月1日から施行する。
- 5 この会則の一部を改正し、平成20年1月27日から施行する。
- 6 この会則の一部を改正し、平成19年1月28日から施行する。
- 7 この会則の一部を改正し、平成20年4月20日から施行する。
- 8 この会則の一部を改正し、平成21年1月25日から施行する。
- 9 会計年度の改正に伴う経過措置として、平成21年度は、平成21年1月1日から平成22年3月31日までとする。
- 10 この会則の一部を改正し、平成22年4月25日から施行する。
- 11 この会則の一部を改正し、平成23年4月23日から施行する。
- 12 この会則の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 13 この会則の一部を改正し、令和5年4月1日から施行する。

「各種団体とは、」

湖山西地区公民館、湖山西地区社会福祉協議会、湖山西体育会、湖山西小学校PTA、
湖東中学校PTA(湖山西地区)、鳥取地区交通安全協会湖山西支部、鳥取市消防団湖山
分団、湖山西地区老人クラブ連合会、湖山西地区子ども会指導者連絡協議会、湖山西壮

年団、湖山西地区健康づくり推進協議会、湖山西地区民生児童委員協議会、青少年育
湖山西地区委員会、湖山西地区自主防災会連絡協議会、湖山西地区人権教育協議会、
湖山西更生保護女性会、湖山西校区鳥取市食育推進員会湖山西支部、湖山西地区まち
づくり協議会、鳥取空港空の駅女子会とする。

[会計運営細則 平成9年1月24日]

※旅費の支給基準について

役員等が、上部組織及び関係団体等が主催する会議等に、自治会を代表して参加
する場合、会場が湖東中校区以遠で、公共交通機関及びマイカーを利用した時に
は、交通費・日当見合いとして、1,000円を支給する。

但し、主催者が旅費を支給する場合は支給しないものとする。